

令和3年度 前期

研 究 生 募 集 要 項

北海道教育大学旭川校

令和3年度前期

北海道教育大学研究生募集要項

北海道教育大学旭川校

1. 入学資格

大学2年修了以上の学力を有する者又はこれと同等以上の学力のある者として本学が認めた者

2. 研究指導及び授業期間

1年（ただし、事情により6ヶ月とすることができる。）

3. 出願手続

(1) 出願書類

①研究生入学願書（本学所定のもの）

※願書については、研究指導を希望する専攻（分野）の担当教員の面接を受け（出願期間前でも可）、研究許可（願書の所定欄に署名）を受けた後、学務グループに提出してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入校の際はマスクの着用や入口に設置しているアルコール消毒を行う等感染防止にご協力ください。

②履歴書（研究業績記載のもの）

③最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

④委託による場合は、委託機関の推薦書

⑤郵便振替払込受付証明書（お客さま用）…検定料（9,800円）払込時のもの

⑥その他本学が必要と認める書類

(2) 出願受付期間

令和3年2月1日（月）～令和3年2月22日（月）

※持参の場合の窓口受付について

・時間は午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

(3) 出願受付場所

学務グループ事務室（北海道教育大学旭川校 社会科学棟2F）

出願書類等を持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は必ず「書留」とし、出願期間内に届くように送付してください。

4. 検定料、入学料及び授業料について

出願手続に必要な検定料については、添付の『払込取扱票』を使って郵便局で払い込み（払込手数料は払込人負担）、『郵便振替払込受付証明書（お客さま用）』を提出してください。

種類	納入金額	納入時期
検定料	9,800円	出願書類提出時
入学料	84,600円	合格通知後～令和3年3月31日（水）
授業料	月額29,700円 （3ヵ月分毎に前納）	令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金） （4～6月分）

注1 上記の納入金額は、予定額であり、納入金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納入金額が適用されます。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しません。

5. その他

(1) 研究指導について

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、対面指導が不可能なときは ICT を利用した遠隔指導となる可能性があり、その場合は自身で受信環境を整備していただきます。

(2) 諸証明について

本校の研究生として、研究した事項、研究期間等の証明書は、研究生の願い出により発行しますので、必要な方は、研究期間の終了後に学務グループに「証明書交付願」を提出してください。

(3) 合否の通知及び入学手続について

合否及び入学手続（入学料・授業料の納入方法を含む）については、令和3年3月22日（月）以降に文書発送をもって、お知らせいたします。

(4) 次期の募集について

令和3年度後期についての出願受付は、令和3年7月下旬～8月を予定しています。

(5) 出願書類に不備がある場合には、これを受け付けません。

(6) 個人情報の取り扱い

1. 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道教育大学保有個人情報管理規則」に基づき、保護に万全を期しています。
2. 出願にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、出願処理、合否判定、合格発表、入学手続、研究生等に関する調査、これらに付随する業務を行なうために利用します。
3. 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、合格者のうち入学者のみ、入学後の教務関連業務（学籍管理、修学指導等）、授業料等に関する業務を行なうために利用します。

☆願書提出及び問い合わせ先

〒070-8621 旭川市北門町9丁目
北海道教育大学教育学部旭川校 学務グループ
(※令和3年4月1日から修学支援グループに名称が変わります)

Tel : 0166-59-1221 Fax : 0166-59-1226
E-mail : asa-gakusei@j.hokkyodai.ac.jp

研 究 生 入 学 願 書 (新規・継続)

※いずれかを○で囲んでください

令和3年度 前期

令和 年 月 日

北海道教育大学長 殿

私は貴学研究生として入学を志願いたしますので、許可くださるようお願いいたします。

ふりがな
氏 名 _____ (自署)
年 月 日生 男・女

入学願書	最 終 学校名	年 月 日 卒業 ・ 修了 ・ 退学		
	所 有 免許状			
研究目的				
研究題目並びに概要			指導教員署名 (自署)	
研 究 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (月間)			
現住所 及び 連絡先	〒 _____ () - E-mail :			
勤務先	〒 _____ () -			
保証人氏名		住 所	〒 _____ () -	
<p>備 考</p> <p>出願時添付書類：履歴書 (研究業績記載のもの)</p> <p style="padding-left: 20px;">最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書</p> <p style="padding-left: 20px;">委託による場合は、委託機関の推薦書</p> <p style="padding-left: 20px;">郵便振替払込受付証明書 (お客様用)</p>				

履 歴 書

写真貼付欄
正面脱帽
3か月以内

4 cm × 3 cm

ふりがな			
氏 名	(自署)		
生年月日	年 月 日	日生 (満 歳)	性別

本 籍			
現住所	〒 Tel () -		

学 歴

年 月 日	小学校卒業
年 月 日	中学校卒業
年 月 日	高等学校卒業
年 月 日	
年 月 日	

職 歴

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

資 格

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

研 究 業 績

年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

北海道教育大学研究生規則

制 定 平成16年4月1日
平成16年規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道教育大学学則（平成26年学則第1号。以下「学則」という。）第75条第2項の規定に基づき、北海道教育大学（以下「本学」という。）の研究生に関し必要な事項を定める。

(受入)

第2条 本学において、特定の研究に関し個人で又は国、地方公共団体、その他の教育機関（以下「委託機関」という。）からの委託により、研究指導を願い出た者があるときは、研究生として許可することができる。

(入学の時期)

第3条 入学時期は、学期の始めとする。ただし、外国人留学生でこれにより難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

(研究期間)

第4条 研究期間は、1年とする。ただし、事情により6月とすることができる。
2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、更に1年を限度として延長を許可することができる。

(入学資格)

第5条 研究生の入学資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者
- (2) 前号と同等以上の学力のある者として本学が認めたもの

(入学志願手続)

第6条 研究生として入学を志願する者は、指定された日までに、次に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書（研究業績記載のもの）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 委託による場合は、委託機関の推薦書

2 前項により納付された検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第7条 前条の入学志願者については、学長が選考する。

(入学手続及び入学許可)

第8条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 前項により納付された入学料は、返還しない。
- 3 学長は、第1項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(授業科目の聴講)

第9条 研究生は、指導教員を通じ当該授業科目担当教員の許可を受けて、研究事項に関連する必要な学部及び大学院の授業科目の講義を聴講することができる。

(研究証明)

第10条 学長は、研究生の願い出により、研究事項、研究期間等について、証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、学長に願出するものとする。

(除籍)

第12条 学長は、研究生として適当でないと認められる者については、除籍することができる。

(検定料，入学料及び授業料等)

第13条 検定料，入学料及び授業料の額並びに当該徴収方法は、別に定める。

2 実験，実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(検定料，入学料及び授業料の不徴収)

第14条 委託機関から任命権者の命により派遣される教職員及び大学間交流に基づく外国人留学生については、検定料，入学料及び授業料は、徴収しない。

(準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則その他の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日平成16年規則第155号 改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日平成19年規則第73号 改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日平成20年規則第37号 改正)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月7日平成23年規則第71号 改正)

この規則は、平成24年2月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日平成26年規則第49号 改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。